

厚木市グリーン購入基本方針

1 目的

この方針は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づき、環境に配慮した物品の調達（リース等を含む。以下「グリーン購入」という。）の推進をすることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とする。

2 適用範囲

厚木市の全ての組織（市立病院は除く。）は、この方針に従ってグリーン購入を行うものとし、指定管理者、公社等については、当該方針に基づくよう協力を要請する。

3 調達の基本原則

グリーン購入に当たっては、従来考慮されてきた価格、品質等に加え、今後は、資源採取から廃棄まで全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次に掲げる事項を満たす物品を購入する。また、調達数量は、必要最小限とする。

- (1) 環境及び人の健康に被害を与えるような物質の使用並びに放出が削減されていること。
- (2) 資源及びエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長時間の使用が可能であること。
- (5) 再使用が可能であること。
- (6) リサイクルが可能であること。
- (7) 再生された素材及び再使用された部品を多く利用していること。
- (8) 廃棄されるときに処理又は処分が容易であること。

4 対象物品及び調達手順

グリーン購入の対象物品は、別に定めるものとする。また、対象物品以外についても、3 調達の基本原則に準じて物品を選定するよう努め、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターロゴ等第三者機関による認定制度が整備されている品目については、可能な限り、その適合物品を選択するものとする。

5 推進体制

グリーン購入の推進については、グリーン購入検討委員会（以下「委員会」という。）が中心となる。

6 公表等

対象物品、調達基準、調達結果等委員会が別に定める内容を公表する。